

職務の級の分類に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月二十三日

広島県人事委員会

委員長 加藤

誠

広島県人事委員会規則第二号

職務の級の分類に関する規則の一部を改正する規則

職務の級の分類に関する規則（平成二十八年広島県人事委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後				改正前			
<p>別表第一（第二条関係） 一 行政職給料表 イ 知事部局</p>							
職務の級 (略)	基準となる職務 (略)	機関 (略)	職務 (略)	職務の級 (略)	基準となる職務 (略)	機関 (略)	職務 (略)
四級	1 参事又は課長代理の職務 2 地方機関の次長又は課長の職務	本庁	一・二 (略)	四級	1 参事又は課長代理の職務 2 地方機関の次長又は課長の職務	本庁	一・二 (略)
六級 (略)	1 本庁の部長の職務 2 規模の大きい地方機関の長の職務	本庁	一・二 (略)	六級 (略)	1 本庁の部長の職務 2 規模の大きい地方機関の長の職務	本庁	一・二 (略)
七級	本庁の局長の職務	本庁	一・二 (略)	七級	本庁の局長の職務	本庁	一 (略)
<p>ハ 教育委員会</p>				<p>ハ 教育委員会</p>			
職務の級 (略)	基準となる職務 (略)	機関 (略)	職務 (略)	職務の級 (略)	基準となる職務 (略)	機関 (略)	職務 (略)
四級	1 参事又は課長代理の職務 2 地方機関の次長又は課長の職務	本庁	一・二 (略)	四級	1 参事又は課長代理の職務 2 地方機関の次長又は課長の職務	本庁	一・二 (略)
教育事務所 (略)	支所長 (略)	副所長 (略)	三・四 (略)	教育事務所 (略)	支所長 (略)	副所長 (略)	三・三 (略)

六級 (略)	(略)	1 本庁の部長 の職務 2 規模の大き い地方機関の 長の職務	本庁 (略)	担当部長 (略)
二一八 (略)	二一又 (略)	備考 1 一行政職給料表のイ知事部局の表中六級の部に規定する担当部長とは、特定の事務名を付した職名のもをいい、同表中五級の部に規定する担当課長とは、単に担当課長と称する職名のも及び特定の事務名を付した職名のもをいい、一行政職給料表のハ教育委員会の表中六級の部に規定する担当部長及び五級の部に規定する担当課長とは、特定の事務名を付した職名のもをいう。		
2一4 (略)				

六級 (略)	(略)	1 本庁の部長 の職務 2 規模の大き い地方機関の 長の職務	本庁 (略)	総括官 (略)
二一八 (略)	二一又 (略)	備考 1 一行政職給料表のイ知事部局の表中五級の部に規定する担当課長とは、単に担当課長と称する職名のも及び特定の事務名を付した職名のもをいい、一行政職給料表のハ教育委員会の表中五級の部に規定する担当課長とは、特定の事務名を付した職名のもをいう。		
2一4 (略)				

附 則

この人事委員会規則は、令和五年四月一日から施行する。